

平成 23 年度第 1 回 (96 回)

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 23 年 7 月 13 日午後 2 時から

場 所：市役所 4 階第 2 委員会室

出席者：下嶋一義、伴貞男、青山茂昭、戸塚弘、大森正子、赤石達樹、織田祐輔、長縄宜幸、原剛、金子祐輝、増田恵美子、阿久津たか子、大久保實、佐藤勝栄、今瀬千佳子、鈴木晃、神吉正代

市 長：渋谷金太郎

事務局（企画部長、企画課長、市民協働係長、企画課主事）

欠席者：齋藤徳次郎、円城寺修

<配布資料>

- 1 平成 23 年度第 1 回 (第 96 回) 清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 清瀬市まちづくり基本条例
- 3 清瀬市まちづくり基本条例施行規則
- 4 平成 23 年度清瀬市まちづくり委員会委員名簿
- 5 まちづくり提案一覧
- 6 これまでの提言一覧
- 7 平成 15 年度～22 年度 市民提案、市民への回答並びに提言

1 開会

2 市長挨拶

市 長：まちづくり基本条例は平成 15 年より市民を主役としたまちづくりを行っていくために、全国で 9 番目に制定した。まちづくり委員会はまちづくり基本条例に基づき設置されている。以来 8 期に渡る委員会での審議にて 12 件の意見をいただいております、自然保護レンジャーの設

置やゴミ減量化等の提言をいただいている。平成23年度まちづくり委員会にあたりましても、建設的な意見交換の中から生まれてくるものに大いに期待したい。

### 3 委嘱状交付

### 4 自己紹介

### 5 委員長の選任

委員互選により長縄委員が委員長に選任

### 6 副委員長の選任

委員互選により佐藤委員が副委員長に選任

### 7 まちづくり基本条例の説明

事務局よりまちづくり基本条例の成り立ちや内容について説明

### 8 過去の報告

事務局よりこれまでのまちづくり委員会の活動実績について説明

### 9 市民提案

事務局より今後審議する市民提案4件について説明

委員：資料の「まちづくり提案と回答」とまちづくり基本条例はどのような繋がりがあるのか。

事務局：まちづくり基本条例に関する提案という用紙であるが、これはまちづくりに関するあらゆる提案を受ける用紙である。これはまちづくり委員会の中で提案を審議するものあり、条例について提案しているのではなく、まちづくり全般に対する提案をいただいている。

委員：今資料に載っている4件については提言をしていないのか。

事務局：こちらの4件の提案についてはまだ審議をしていないものである。今後検討し、市長へ提言するのか、まちづくり委員会として回答をする

のかを対処していく予定である。

委員：提案は委員からでも良いのか。

事務局：委員でも可能である。

委員：市民からの提案が少ないのはなぜか。市民に周知されていないのではないか。

事務局：平成15年度については策定委員会のメンバーが第一期のまちづくり委員会に加わっていることもあり、委員の方から提案が多かった。市の方でもまちづくり委員会のPRを行っており、ホームページでも周知を行っている。

委員：提案をしても市政に結びつかないと市民が思っているのではないか。

事務局：毎回委員からそのような発言をいただいている。まちづくり委員会が周知されてなく、提案に関しても長い間審議にかける際は途中経過を提案者へ報告している。提言については市としても重く受け止めており、今後検討していく。

委員：まちづくり委員会での提案を市民に公表をしないのか。

事務局：平成22年度の提言については今年5月に市長へ提言をしたばかりなのでまだ実現に至っていない。5月31日に市長が前委員長より提言を受け、「清瀬市まちを美しくする条例」では6月15日号の市報で特集を組んで周知した。今後は歩きタバコ禁止については条例化をはかっていくように所管に指示している。円卓会議の早期普及については企画課が所管であり、もっとペースを早めて市内全学区に広げていく予定である。

委員：条例を設けても、実際その条例が行わなければ意味がない。まちづくり委員会の存在が薄いと考える。また市民からの要望に対して充足かつ具体的な案を委員会で提言して、市長も市議会も具体的に案を作るべきである。市民が自分達の町を作っているという実感を考えてもらいたい。

委員長：事前に資料を配布してもらうことにより、迅速に討議が行われると思う。

## 10 その他

事務局：会議の日程について昨年度は原則として毎月一回第3火曜日午後2時から2時間の日程となっていた。今年度の日程を本日決めてもらいたい。

<話し合いの結果、次回は8月16日火曜日午前8時30分とし、スケジュールは次回に決めることとなった。>